

令和3年 第11回
教育委員会定例会会議録

令和3年11月8日(月)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2576号
令和3年第11回定例会

日 時 令和3年11月8日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学務課長	佐々木 貴 浩
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

日程第2 報告事項

- 1 港区立三田図書館什器等の購入について
- 2 寄付の受領について
- 3 令和3年特別区人事委員会勧告について
- 4 学校法律相談の令和3年度上半期実施状況について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから、令和3年第11回港区教育委員会定例会を開会したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長 早速、日程に入ります。日程第1、審議事項に入ります。議案第78号「令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案資料ナンバー1を御覧ください。

議案第78号のご審議を頂きます。1枚おめくりください。審議内容としまして、「令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」報告書にまとめ、公表をいたします。

項番1「点検及び評価の目的」です。規定に基づきまして、教育委員会実施事務についての執行状況の点検及び評価を行い公表することで説明責任を果たすとともに、より一層区民に信頼される教育行政を推進いたします。

項番2の内容でございます。さる10月11日に教育委員と評価委員との合同開催による委員会でのご指摘、ご意見を踏まえた報告書となっております。

報告書(案)を御覧ください。まず、1ページめくった目次を御覧ください。報告書は実施目的、評価の視点、実施方法、実施概要、対象事業、各事業の評価結果で構成されております。また、資料としましては、点検及び評価の経過、評価委員名簿、実施要綱が後ろの方に添付されております。

内容の説明になります。5ページを御覧ください。「読書活動の推進(学校図書館の充実)」です。事業概要、事業実績、事業費の状況のほか、裏面の6ページには自己評価を記載しております。自己評価の総合評価での二次評価は「継続」としております。最低段の「今後の取組の方向性」としまして、学校図書館全般に関する支援での「MINATO・スクールライブラリー・カリキュラム」の見直しや、学校ごとの実態に応じた体制の確立の支援、児童・生徒、教職員への支援としてタブレット端末を活用した児童・生徒の読書の機会の創出や、学校図書館の活用について児童・生徒の学びの変化や、教職員の意識の変化などを見取るための成果指標の検討を行うとして、まとめております。

9ページを御覧ください。次の事業になります。「学びの未来応援施策の推進」です。10ページの総合評価、二次評価では「改善」としております。今後の方向性として、学びの未来応援学習講座でのより効果的な対象生徒の進路支援について、学びの未来応援ケース会議では、支援が必要な児童・生徒に対して、必要な支援を事前に講じることができるようにすること。学びの未来家庭教育講座では、「心の家庭教育講座」の内容の充実を図ることなどとして、まとめております。

13ページを御覧ください。「自主的な区民大学（みなと学びの循環事業）」です。14ページの総合評価、二次評価は「継続」です。今後の方向性として、受講後のアンケートや幅広い世代が受講できる検討としております。

17ページを御覧ください。「トップアスリート及びチームとの交流」です。18ページの総合評価、二次評価は「継続」です。今後の方向性では継続参加への検討、意識の変化の把握、区民自主運営の支援としております。

21ページ、「来館困難な利用者への資料提供」です。22ページの総合評価、二次評価は「継続」です。今後の方向性は、来館困難な利用者に対する資料提供の充実について記載しております。

25ページ、「子どもの年齢に応じた取組の推進」です。26ページの総合評価、二次評価は「継続」です。今後の方向性として、生涯にわたる読書を着実に推進する取組について記述しております。

今後、この報告書は港区議会へ提出し、区に文教常任委員会にて報告をいたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 私から。大方はこれでいいのだと思いますが、前回の評価の執行の状況の点検及び評価に関する会議での評価委員の意見提示、そしてそこでの議論でかなり重要なキーワードというのがあったと思うのですね。それについては最後、教育長もあの会で総括の中でも、もう一回確認をされたと思いますけれども、そういうキーワードがこれを読むとあんまり入ってないように思うのですけれども、いかがでしょう。

○教育長室長 例えば、7ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらが評価委員からの意見になっております。例えば8ページですと、末松委員の教職員による、一つ特徴的なキーワードが、歴史との兼ね合いの部分とか、そういうふうにしてあるところがあったのですけれども。この中に潜ってしまっているところは正直あるかと思えます。

ここがもう少し今後の取組の方向性の方に反映されたらということの理解でよろしいでしょうか。

○山内委員 そうです。せっかくあれだけ色々な意見を頂いて、今後のための重要なキーワードが出ているのに、この今後の意見の取組の方向性の中に入っていないと、結局儀式としての意見交換会で終わってしまう訳です。

だから、あれを儀式にしないためには、そこで出たキーワードをきちんと生かしていくということをしなないともったいないのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○教育長室長 今後の取組の方向性の中に、今のご意見のキーワードのことを意識して追記するこ

とで、まとめていきたいと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今、山内委員からもご指摘がございましたので、その部分を少し加筆したという前提の下で、それも込みでまた連絡をして。

○教育長室長 最終形はまたお送りさせていただきたいと思います。

○教育長 そうですね。全体の構成としてはこの流れでよろしいかどうか、一応採決の方をさせていただければと思います。

それでは、採決に入ります。議案第78号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。

では、先程のご指摘を踏まえた加筆を加えた上での原案どおりの可決ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

日程第2 報告事項

1 港区立三田図書館什器等の購入について

○教育長 次に、報告事項に入ります。

日程の第2、「報告事項」に入ります。「港区立三田図書館什器等の購入について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立三田図書館の什器等の購入について」ご説明いたします。

本日付報告資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。

報告内容です。令和4年4月の港区立三田図書館の移転開館に伴い、什器等を購入します。

項番1「什器等の購入物品」です。合計で899点です。品名欄ですが、机は記載の物品を87点購入します。椅子は記載の物品を563点購入します。棚も同じく99点購入します。その他、150点購入いたします。

項番2「その他」です。什器等の購入について、令和3年第4回港区議会定例会に購入に関する議案として提出いたします。説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がございますでしょうか。

○田谷委員 これ、参考までに、金額はどれぐらいかかるものなのですか。

○図書文化財課長 5,800万円程でございます。

○田谷委員 従前使っていた備品というのですか。その使い回しはしないのですか。

○図書文化財課長 実は、現在の三田図書館でございますけれども、来年度以降はそこに文化芸術ホールの準備室と地域福祉団体の活動場所になりますので、その活動で使える物はそのまま転用

して使っていこうと思います。また、それ以外の物で向こうに、新しいところに持っていかれない物も、大半の物がそうなりますけれども、それについては、庁内にリサイクルの公募をかけまして、必要な物があればそこも活用していこうと思います。

○田谷委員 ぜひともそういったものは有効活用していただきたいと思います。お願いします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 品目で上げられても、これがいいのかどうかというのがピンと来ないのですが、どれぐらいの建物の規模なのですか。それぐらいはちょっと教えてもらわないと。

○図書文化財課長 実は札の辻スクエアという建物を今、札ノ辻に整備中でして。1階から11階までの11階建ての建物ということで、図書館は4階、5階、6階、7階に入ります。図書文化財課も同じく7階に、今、みなと図書館に図書文化財課はおりますけれども、そちらの方に移転するという形になります。面積で言えば、現在の三田図書館よりもかなり広がるということでございます。

○中村委員 4フロアで、今の三田図書館の面積よりも広がるのですか。

○図書文化財課長 4フロアです。広がります。ちょっと今、すみません。詳細を持って参りませんでしたけれども、7階部分が図書館の書庫になりまして、図書文化財課の事務室にそこは入っていて、4、5、6階が主にご利用いただくコーナーという形です。

○中村委員 で、その四つのフロアで使われる備品がこれ全部ということですか。

○図書文化財課長 さようでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 ある意味で港区にとってみれば、これからの拠点の図書館ですよ。中核の図書館です。図書館のコンセプトとか、どういう空間をつくるのか、それと、この什器の問題は実は非常に関係してくる訳です。

ですから、本来はこれからどういうふうに図書館の空間づくりをして、その中でどういう読書活動とか図書館の活動を市民にしてもらおうのか。それがあって、だからこそこういうデザインと什器を入れますというような話になってくるのだと思うのです。そういう意味では、これだけ見て「承認してください」と言われても、何も判断のしようがないというのが率直なところなんです。

○図書文化財課長 その点、資料が不足しておりましたことはまことに申し訳ございませんでした。

どのような図書館になるかというところのその部分につきましてですが、改めてそこは資料をつくりまして、委員の先生方のメールか何かになるかと思っておりますけれども、情報提供させていただきます。

○教育長 これ、前回のときは方向性とかそういう話はしていなかった。前回というか、前のときにはしていなかったのだけ。

○図書文化財課長 お話はしているはずですよ。しておりますけれども、今、この物品購入の議案については添付はしておりません。

○教育長 一応そのポイントみたいなのを、もし分かれば今紹介していただければ。

○図書文化財課長 4階から4、5、6ということでございます。図書館自体は、先生がおっしゃいましたとおり、現在はみなと図書館が中央館的な役割を担っておりますけれども、今度は新しい三田図書館が、この港区の中央館としての役割を担うということになります。そのために、そちらに今、中心館的な役割を担うための様々な物品を備えるということで。実は、前回の第3回定例会の前の教育委員会のとき、そこに備えるシステムについて、予約資料受取棚と、あとブックディテクションの……についてはお諮りをして、もうご承認を頂きました。

今回はその什器類等の物品について、今回の議案ということで、第4回定例会の方で議案とするということになります。図書館自体の方は、中心館です。特にビジネス支援について力を入れるということは、かねがね図書文化財課の方でも検討をしております。

それも、産業振興センターと同じ建物に入りますので、図書館と産業振興センターとが一体になった形で、区のビジネス支援を進めていくという。図書館としてのビジネス支援も大きく打ち出そうということです。

また、子育て、子ども関係の図書につきましても、これも現在ももちろん十分充実をさせておりますけれども、新しい施設の方でも新たにお話会のコーナーですとか、読み聞かせのコーナーなど色々充実をさせまして、展開をしていこうという見解になります。

それ以外の図書についても、みなと図書館から今5万冊の本を向こうに持っていこうという予定になっております。今の三田図書館は大体20万冊程度ございます。それももちろん全て移管をします。28万冊から30万冊ぐらいの図書が、今、新たに購入している物もございますので、そういうものもございます。全部で40万点程度の蔵書が可能な図書館でございますので、蔵書の面でも港区では随一の規模ということになります。資料の方、まことに申し訳ございませんでした。

○教育長 あと、カフェも……。

○図書文化財課長 カフェもつくるということになっておりまして、4階にカフェを導入とするということで、こちらの方も先日福祉団体に限るような形で公募をしまして、みなと工房さんという団体の方が、1社のみ応募となっておりますけれども、そこが入っていただけるということです。障害者の方もそこで働いていただいて、雇用の方も確保していこうという形で、区の産業振興の拠点であると同時に図書館の拠点であり、そういう施設になります。

○教育長 いずれにしても、また資料の方をきちっと送らせていただきます。

○山内委員 今、お話があったように一つは図書、貴重な資料の収蔵のところもきちんと機能させなくてはいけないし、それから、新しい産業関連のところの機能もあるし、一方で、子育てとか子ども向け、あるいは学校図書館との連携というところも考えなければいけないし、それも議論があったと思うのですけれども。

そういう中ではやはり什器は、実は図書館のデザインとか機能とかなり密接に関係してくる訳ですよ。特に子ども向けのスペースなどというのは、どういうコンセプトで、どういう動きを想定するのかによって、どういう什器をどう組み合わせるのかとか、全く変わってくるので、やはりそこから丁寧に検討されるべきだと思いますので、ちょっとあえて申し上げたという次第です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○田谷委員 そうすると今、山内先生もおっしゃったことなのですが、そうすると図書館の部分だけのそういう間取りとかそういうのではなくて、あとその産業振興センター。

○図書文化財課長 そうですね。

○田谷委員 別にそれは細かい内容は必要ないのですが、一応そういうのがこう入っていて、ビル全体のもしコンセプトみたいなのがあれば。それで例えば、江村課長がおっしゃったビジネス関係を充実させていくのだとかいうお話があれば、その辺も伺うと、より理解しやすいと思いますので。全体像みたいのが頂けるといいかなと思います。

○図書文化財課長 かしこまりました。そのようにさせていただきます。

○教育長 実はここ、2階3階フロアをスケルトンにして、民間に貸出しをして、そこの利益で全体のランニングコストを全部賄うという、港区としては初の試みだったのですが、このコロナの影響ですぐに業者が決まらなくて、ちょっと。来年の3月に開所式やるんだっけ。

○図書文化財課長 来年の3月の予定で、今調整をしているような形です。

○教育長 今、皆さんにまたお教えして。まあ4月からオープンするのですが、すぐにはその2階、3階がまだ機能していないので、若干ちょっとタイムラグがあるのですが、なんとなく今決まりつつあるという状況で。そういう意味で言えば、武士の商法にならなければいいのですが、割と画期的なコンセプトでやっている建物でございます。

○田谷委員 どういうお店、飲食が入ることですか。

○教育長 そうですね。生鮮食品含めた、そういううんぬんが入るところで、そこの利ぎやで全体を賄うというような。

○中村委員 1階はどうですか。

○教育長 1階はもともとエントランス。

○中村委員 エントランス。

○教育長 あそこって、旧南海小学校の方の開発と同じで、空中のこう。あれは何と言うんだっけ。

○図書文化財課長 デッキ。

○教育長 デッキでつながる予定なのですが、駅まで。田町駅の方はできているではないですか。あれが本当はずっとつながっていくので、ある意味2階が通常の1階みたいな形になる可能性があるということ。

○中村委員 駅に傘を差さないで行けるのですか。そうはならない。

○教育長 上はつくのかな。

○図書文化財課長 上はつかないですね。

○教育長 つかない。デッキがこう通るみたいな形。

○中村委員 では、下までは降りなくていいということ。

○教育長 あそのこの札の辻の交差点、高架橋みたいなのがあっていいではないですか。あれがそのままこ

う伸びていくような形。

○中村委員 伸びていく。

○山内委員 南海小学校側の大きな今の開発のところに移る訳ではなくて、恒久的に今つくっていいところにおくということですね。

○教育長 そうですね。

○中村委員 前、三田警察があったところですよ。

○教育長 そうです。

○中村委員 そうですよね。

○田谷委員 非常にいい場所ですよ。

○中村委員 ここのところいいよね、角っこでね。

○教育長 式典はそれで、見学会みたいなのはその前にはない。

○図書文化財課長 それもその直前辺りに、調整をしているところでございます。

○教育長 いずれにしても4月からオープンですので、その前にまた皆さんをご案内する機会も設けて、ご案内したいと思います。

○山内委員 あのビルで2フロアぐらいを貸し出すことで管理コストが賄えるものなのですか。

○教育長 ぐらいの構想だったのですが、なかなかこう、コロナ禍が。手を挙げるところも結構いっぱいあったのです、その前は。ちょうど私が用地のときにそういう形で。

いずれにしても、先程言ったように全体の状況が分かるような形、先程課長の方から産業振興センターも入るということで、ビジネス系もそこは本当に、……でも力を入れていこうというような形にしていますので、その辺も含めてご紹介できればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 寄付の受領について

○教育長 次に「寄付の受領について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付ナンバー2を御覧いただければと思います。「寄付の受領について」ご報告をさせていただきます。

内容につきましては、「受領先」は御成門小学校。内容につきましては「クライミング・ウォール」でございまして、御成門小学校の校庭に出るところの壁にこういった形で今、設置をされています。回していただけますか、済みません。

○教育長 3種類ぐらいありますので。

○学務課長 もうこのように設置をされていて、ここに「受領日」が10月4日、これは工事が終わった日で、もう我々設置していただいたときなので、10月4日にやらせていただいていますけれども、実際は11月20日に30周年の記念式典がありますので、そこから供用開始をしたいということで、これまでは試行で使わせていただいているという形になっているため、こういった形

で記入をさせていただいています。

「寄付申出者」につきましては、御成門小学校の開校30周年の実行委員会ということで、こちらはPTAの、これまで歴代7名のPTA会長さんをはじめ、歴代の校長先生等も入っていただいた実行委員会になっておりますので、こちらの方から頂いたということで、目的としましては、30周年の記念としてということです。

購入金額は187万円ということで、下のマットについてもその金額の中に入れてございます。こちらを毎日使うことによって、児童の体力向上のために日々活用して欲しいというふうに頂いておりますので、効果的に活用していきたいと思っております。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 これって誰かつくったのですか、御成門小の人たちが。それとも買ったのですか。PTAが買ったのかな。

○学務課長 マットは購入で、この上の部分は工事みたいな形で、部品を買ってきて壁に取り付けるような形になっています。業者にやってもらったということです。

○中村委員 やってもらった。その費用が187万なのか。

○学務課長 部品代、工事費とあと、このマットの金を入れて。

○中村委員 これをこの実行委員会が購入したのですか。それを学校に寄付するという。そういうことですね。

○学務課長 実行委員会の中には、地域の企業等も入っておりますので、そちらの方からのご理解を頂いて、出資をさせていただいたという状況です。

○中村委員 なるほど、分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○教育長 オリンピックもあって、クライミングも割と人気があって。それでまた、子どもたちがコロナの中でなかなか基礎体力がないということで、そういう含みで言えば非常にタイムリーな寄付でございました。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和3年特別区人事委員会勧告について

○教育長 次に、「令和3年特別区人事委員会勧告について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 「令和3年特別区人事委員会勧告について」報告をさせていただきます。

10月20日に特別区の人事委員会が23区各議長と23区各区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本勧告は幼稚園教育職員の給与に関わりますので、その主な内容と今後の対応について、報告をさせていただきます。

それでは、資料ナンバー3「令和3年特別区人事委員会勧告について」を御覧ください。

2枚目、別紙としまして、特別区人事委員会勧告の概要を添付しておりますので、後程参考にして

いただければと思います。

初めに、項番1「勧告の主な内容について」です。

まず、(1)「月例給」についてでございます。特別区人事委員会の調査によりますと、本年4月1日時点の特別区職員の給料は民間従業員の4月分の給与を94円、率にして0.02%上回っておりましたが、この公民較差は僅かであり、概ね均衡していると言えるものであり、また較差が僅かなため、給料表や諸手当の適切な改定を行うことは困難なことから、月例給の改定は行わないことが適当との報告がなされました。

次に(2)「特別給(期末手当、勤勉手当)」についてでございます。

令和2年8月から令和3年7月までの間に、民間従業員に支給された特別給の支給割合は、年間で4.47月となっており、職員の支給月数4.60月を下回っておりまして。そのため、年間支給月数を0.15月引下げて4.45月とするものでございます。引下げ分につきましては、期末手当から差し引くこととなります。

次に(3)「改定の実施時期等」についてです。

この改定は、勧告を実施するための改正条例の公布の日から実施をいたします。改定に当たっては、現在行われている特別区長会と特区連との労使交渉において妥結した結果を反映させた条例など、関係規定の一部改正により行います。

次に項番2「改正が必要な関係規定」についてでございます。

今回は期末手当の支給月数の変動に伴い、改正が必要な規定は「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」となります。なお、特別区長会と特区連との労使交渉が妥結し、勧告どおりに特別給の改定が行われることとなった場合は、次回11月22日月曜日の教育委員会にて、条例の一部改正について皆様にご審議いただく予定となります。

教育委員会でご決定いただきました後、続けて令和3年第4回の港区議会定例会に条例の一部改正について、議案を提出する予定となっております。

最後に、項番3「東京都人事委員会勧告について」でございます。

参考としまして、10月15日付で、東京都教職員の給与に係る東京都人事委員会勧告がございましたので、情報提供をさせていただきます。

東京都の勧告も特別区の勧告と同様、令和2年8月から令和3年7月までの間に民間従業員に支給された特別給の支給割合を調査した結果、民間の支給割合が職員の年間支給月数を下回るため、年間支給月数を0.1月引下げ、期末手当から差し引くという内容でございます。説明は以上となります。

○教育長 ただいまのご説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 人事委員の勧告は、公務員と民間の比較なのでこういうことになるのだと思いますが、例えばこの1年考えたときに、学校教職員、特に幼稚園のコロナの対応とかがそれなりに負担は大きかったはずなのですよ。あるいは区だと保健所とかもそうだと思いますけれども、そういう負担の多い職種に対して、人事委員の勧告に合わせて下げる必要ってあるのでしょうか。

つまり、これは港区の職員としての、港区としての判断というのがどこまでできるのかということとは結構重要な問題だと思うのですけれども、いかがでしょう。

○教育人事企画課長 今、山内委員にご指摘いただきましたとおり、本当にコロナの対応という意味では、幼稚園の教育職員のみならず、区役所の保健所をはじめとする職員、本当に丁寧に対応してきた結果、今ようやく落ち着いたと私も認識はしております。

ただ、これが民間においてかなりこの厳しい状況、民間の方も非常にコロナ対策を一生懸命頑張っている中で、やはり苦しい状況が続いているということで、そことやはり合わせていくということが、この勧告の意味なのかなという部分では、ちょっと私が一存でなかなか決められないところではございますので。この後の労使交渉がどのように進むかということも着目はしていきたいと思っています。

○教育長 山内委員、いかがでしょう。

○山内委員 とは言え、やはり平均で6万円ぐらい下げるとするのは、やはりその職員にとってみたら、モチベーションを下げますよね。本当にそれが適切なのかということは、やはり考えていいのではないかと思いますけれども。

○教育長 今、山内委員からもお話があったのは、やはり色々なところからそういう声も聞こえておりますし、特に、先程労使交渉という話があって、組合委員サイドからもあります。やはり我々公務員というのは、かなりお金のことはいわゆる団結権も含めて、色々制約がある中で、一つのすべとしてこの人事委員会勧告がありますので、そこの中である程度折り合いをつけていくというのがなかなかこう、一つのやり方ということは分かります。

ただ、そうは言っても、区の中でも色々な裁量権みたいなものがあって、例えば勤務評定なんかもそれに合わせて金額が変わっていくようなところもありますので、そういうところで、先程の一気に下がる平均の5万に届くかどうかは別として、そういう中で頑張った職員を評価するところで、少しは金額が上がるようなシステムもありますので、そういうものを使う中で、職員のモチベーションを下げないような取組は今後も続けていく必要があると思いますので、私の方からも区長部局の方にも伝えていきたいと思っています。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

4 学校法律相談の令和3年度上半期実施状況について

○教育長 それでは、次に「学校法律相談の令和3年度上半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー4を御覧ください。

「学校法律相談の令和3年度上半期実施状況について」ご報告をさせていただきます。今回は令和3年4月1日から令和3年9月30までの学校法律相談の実施状況についての報告をさせていただきます。

相談回数ですが、表の右側の一番下にも書いてございますが、16件で31回の相談がありまし

た。ちなみに、昨年度の上半期は7件の8回です。

やはりコロナのことがあったり、学校も最初から閉じていたりということがあったので、なかなか件数が前回はなかったのかなというところですが、大分日常を取り戻してきているような形になってございますので、相談も増えているのかな、例年どおりかなというところで書かせていただきました。

なお、保護者等との面談、同席制度もあるのでありますが、今回は同席制度の利用はございませんでした。

では、具体的にあった内容をかいつまんで報告をさせていただきます。表で行きますと、原因のところが1から6まであるのですが、それに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、原因の1に分類される「子どもによる事故・トラブル」についてというところなのですが、大まかに言いますと、例えば中学校ですと、友達同士でちょっとトラブルがあったときに、「何だよ、ばか、よしてよ」みたいな、こういうトラブルのときに、ちょっと当たり所が悪くて、頭痛を感じてしまったという子がいたというものです。そのときに、頭痛を感じてしまったお子さんのおうちの方が、けがをさせたのはあちらの家庭なので、保険証を使われたくないからどうしたら、ということを学校に相談してきたので、それについてどういうふうに対応したらいいかというようなことをご助言いただいたというような経緯であったり。

あとは小学校で言いますと、子ども同士の友人関係に関係してちょっとトラブルがごちゃごちゃになってきて、子ども同士というよりもそれに付随して、保護者同士がちょっともめてしまったときに、どういうふうに対応をいただいて対応していったらいいかということについて、ご助言を頂いたという案件がありました。

次に原因2の「教師の指導内容」、これについては、子どもに色々な指導をしていた中で、なかなか子どもがその指導について頭では理解しているのかもしれませんが、行動としてその理解ができているという行動ではなかった際に、中学校としては反省をさせるために、自宅で待機みたいなのはできるか、というようなことをご相談したと。ただ、学習権等もあるので、「そこについては丁寧に対応した方がいいよ」というご助言を受けて、結果からすると、自宅での反省はなかったのですが、うまく対応したような案件がありました。

それから、これはご家庭でも色々課題があって、家を家出してしまうというお子さんが中学生にいました。児童相談所に結果として預かっていただいて、今は学校の方にも安定して来たりしているのですが、そのときの内容で、保護者も「学校のせいで、うちの子たちは家出をした」なんていう話をしているのですが、見相の聞き取りだと家の問題で出て行ったというようなこともあったりして、そういったときにどう対応したらいいかということをご指示いただいたということがございました。

原因3の「学校・園の対応」については、今回はありませんでした。

原因4の「教職員人事等の内部問題」についてというところで、これは1件ございました。すごいなと思ったのが、教員がTwitterを個別にやっていました。それで、なかなかそういった

名前とかを検索しても出てくるものではないのかなと思ったのですが、今はすごい技術で、その教員がやっているということ保護者がつかんで、その学校だというのがはっきり分かってはいたのですが、本人が顔を載せているので、「ああ、この学校のことを言っているんだな」というのが分かかってしまうような内容がありました。それについて、どういうふうに対応したらいいかということをご助言を頂いたということがございました。

次に原因5の「保護者トラブル」です。これについては3件ございました。マスクの問題が2つありました。マスクの着用についての保護者対応について。それから、反マスクと見られる要求だったというところで、トラブルというのがございました。

最後、「その他」のところでは、親同士の裁判をやっているの、そこにどんな証拠を出してほしいと言われたときに、どの程度出せるかとか、そういうことについて、相談がありました。

長くなりましたが、以上です。

○教育長 ただいまの報告に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○寺原委員 教員のTwitterという話があったと思うのですが、これはルールとしては、例えば「匿名だったらOK」ということになっているのでしょうか。

○教育指導担当課長 ルールとして、ご自身でやられる分については、言論の自由もあるのでオーケーなのですけれども、やはり学校をおわせたりとか、子どもが特定できるようなことはやはり教育職員としてはやってはいけないことなので、そこについては名前とか学校名とか、子どもの内容ということは一切なかったのですけれども、顔写真があったのでそういうことが想定されてしまうかもというところのご相談でした。

○寺原委員 そうすると、その教員の方も、ご自身のお名前は出さずにTwitterをされていたのだけれども、お顔は出していたので、結局、その発言内容、投稿内容がどこの学校の何を言っているかというのが特定できてしまったとのことなのですね。

そうすると、ご自身がTwitterをすることの影響力というものをきちんと理解されていなかったということかと思うので、その点は先生方に改めて周知をすることになった訳でしょうか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。いつも、もう年度当初から、もう毎回毎回そういう指導をしているのですが、改めてこの件があったので指導しました。

ただ、内容については「本日、勤務、疲れた。頑張ったのに」とか、何かそういう、具体性が一切ないので、その方の気持ちだけを述べているというものだったのです。ただ、何かあったのかなとか、そういうふうにする。不安になられる方も見られてしまうので、私たちも見られるような、鍵とかついてなかったの、それについても全体にも指導をいたしました。

○寺原委員 なるほど。分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 数日前の新聞、読売新聞の1面なんかに出ていましたけど、生徒に配っているタブレットの使用法で、やはり問題となる、全国的な調査をして、結構問題となるものが出てきているというのがこの間、2、3日前の新聞に出ていましたけど、この「その他」の中に、子どもたちの

タブレットの使用方法に関しての何か相談とか、あるいは何かトラブル的な、学校に対する何らかの「ちょっとこの辺の指導をもっとやった方がいいんじゃないか」とか、タブレットに関わる何か相談とかはなかったですか。

○教育指導担当課長 この時点では何もなかったです。

○中村委員 この時点ということは、最近はあるということですか。

○教育指導担当課長 最近は、弁護士の先生にご相談したというのはちょっと聞いていないのですが、色々「キック」と言って、外すようなことの事案があったりとか。いじめとしてはいいのですが、すぐに教員が気付いてというのがございましたが、相談というのはありません。

○中村委員 港区にはないのだと思うのですが、私もその新聞記事を見てびっくりしたのですが、何かアダルトサイトをどうも閲覧した形跡があったりとか、やはりその辺、パスワード等の問題と、やはり相当な地方自治体で問題が発生しているようなので、港区はしっかりやっているのでしょうか、今後もしっかりとした管理をお願いしたいなと思います。以上です。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 あれだよ。閲覧の規制もあるし、パスワードも、うちは全部個人で持っているから、なりすましみたいなのできないようになっているのだよね。

○教育指導担当課長 そうです。

○中村委員 それはこの間お聞きしました。

○教育長 そうですね。ただ、いずれにしても、今後もタブレット関係については色々出てくると思いますので、逐一その対応をしっかりしていくのと併せて、こちらの方にも報告をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたけれども、委員の皆様、また説明委員からその他何かございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。次回臨時会は11月22日月曜日、こちらはオンラインの方で開催をさせていただければと思います。

お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 田谷 克裕